(二) 埼玉合口二期施設
ア 基幹線水路　埼玉県行田市、加須市、鴻巣市、上尾市、久喜市、蓮田市及び白岡市
イ 幹線水路等
(ア) 荒川連絡水道専用水路　埼玉県さいたま市
(イ) 末田須賀堰　埼玉県さいたま市
(三) 秋ヶ瀬取水堰及び朝霞水路
ア 秋ヶ瀬取水堰　埼玉県志木市宗岡地先
イ 朝霞水路　埼玉県朝霞市及び志木市
三 事業実施計画の認可の日
平成二十七年二月二日

○農林水産省告示第四百二十九号

平成十八年三月三十一日農林水産省告示第五百五号（みなみまぐろの年間の漁獲量の限度の割当ての基準を定める件）第二号の規定に基づき、みなみまぐろの年間の漁獲量の限度の合計の上限として農林水産大臣が定める量を次のように定める。

平成二十七年二月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間のみなみまぐろの漁獲量の限度の合計の上限は、四千七百三十七トンとする。

○農林水産省告示第四百三十号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十七年二月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一 登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十六年十一月十七日　第八十四号
二 登録認定機関の名称及び住所
一般社団法人北海道林産物検査会　北海道札幌市中央区北四条西五丁目一番地
三 登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
製材、枠組壁工法構造用製材及び素材
四 登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1) 認定を行う区域
北海道
(2) 認定を行う事業所の所在地
北海道札幌市中央区北四条西五丁目一番地

○農林水産省告示第四百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年二月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一 保安林の所在場所　鹿児島県薩摩川内市祁答院町下手字宇ゲ石一〇九四の三、一一〇〇の二、一一〇〇の四
二 指定の目的　土砂の崩壊の防備
三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年二月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一 保安林の所在場所　島根県雲南市三刀屋町六重九二一の一、九二二、九二二の一
二 指定の目的　土砂の流出の防備
三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年二月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一 保安林の所在場所　熊本県球磨郡多良木町大字槻木字市ノ俣五三二の一二
二 指定の目的　水源の涵養
三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び多良木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年二月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一 保安林の所在場所　鹿児島県鹿屋市吾平町麓字山神原五四四九の一
二 指定の目的　土砂の崩壊の防備
三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年二月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一 保安林の所在場所　島根県雲南市吉田町吉田字町三六三二の一
二 指定の目的　土砂の流出の防備
三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年二月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一 保安林の所在場所　岩手県奥州市衣川区後山一五の三（次の図に示す部分に限る。）
二 指定の目的　土砂の崩壊の防備
三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び奥州市役所に備え置いて縦覧に供する。）